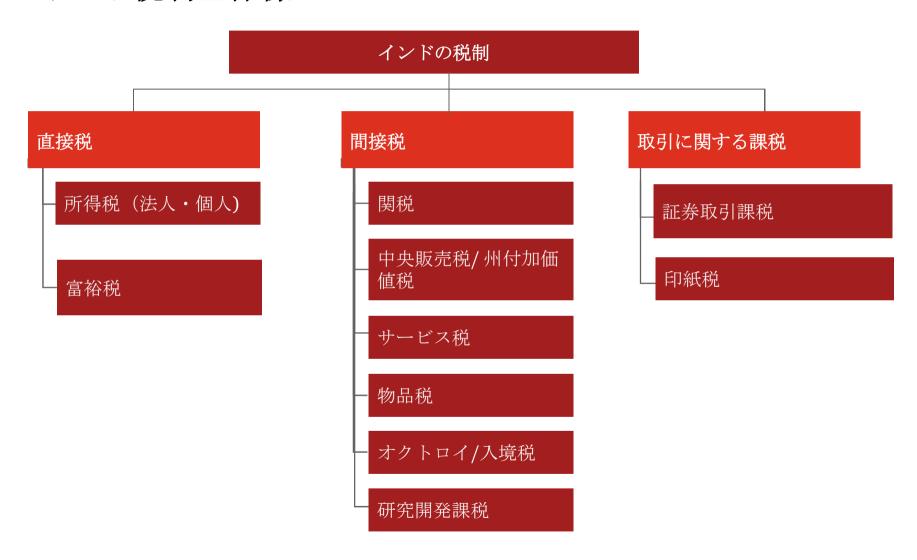




Content



インド税制全体像





法人所得税 - 概要

- 統一の税務年度 (4月1日から3月31日まで)
- 連結納税は適用外
- 過少資本税制は適用外
- ロイヤリティ、テクニカルサービス、利息の源泉ルールに基づく 課税
- 居住者および非居住者に対する事前照会制度
- 税務上の繰越欠損金8年
- 税務上の減価償却

前年度の主な改正事項

- CSR活動に支出した費用は税務上損金不算入
- 配当分配税の計算方法に変更⇒グロスアップが必要、2014年10月1日 以降の配当から適用(実質17%から20%への増税)
- 設備投資に対する15%の所得控除
 - ✓ 適用期間は3年間(2014年4月1日から2017年3月31日)
 - ✓ 最低投資額は1事業年度当り2億5千万ルピー
 - ✓ 一昨年導入された同制度(2015年3月31日までの期間)と並存、昨年の制度では最低投資額は1事業年度当り又は2事業年度の設備投資合計が10億ルピー以上
- 従来、事前照会制度(AAR)は外国法人のみ利用可能⇒今後は内国法人 も利用可能
- 直接税、間接税についてAARの利用が可能

当年度 の主な改正事項

- ・ 内国法人について2016年度以降4事業年度に限り5%の法人税率の低減
 - 具体的な低減後の税率については今後通知
 - 各種免税措置の段階的廃止
- ・非居住者へのロイヤリティ及び役務提供の支払いに係る源泉所得税 率を25%から10%に低減
- ・一般的租税回避行為の否認規定の導入を2017年4月1日へ2年間延長
 - 2012年の予算案にて盛り込まれた後、導入時期の延長は2度目
- Wealth-taxの廃止
- ・ 法人及び個人所得が1千万ルピー超の場合におけるサーチャージの 2%引き上げ
- 新直接税法は導入見送り

法人税率 (内国法人)

	内国法人				
税項目/課税所得	課税所得 > 1千 億ル		課税所得 > 1億ルピー		
	現行	改正後	現行	改正後	
法人税率	32.445	33.063	33.990	34.608	
最低代替税率	20.008	20.389	20.961	21.342	
配当分配税率	19.994	20.358	19.994	20.358	

法人税率(外国法人)

- 実効税率の変更なし(約44%)
- 非居住者へのロイヤリティ及び役務提供報酬の支払いに係る源泉税率の25% から10%への低減

	源泉税率			
	現行	改正後		
PAN無し	25%(又は20%)+付加税+教 育税	20%+付加税+教育税		
PAN有り				
- 居住者証明書とForm 10Fの提供有り	租税条約の税率	租税条約の税率		
- 居住者証明書とForm 10Fの提供無し	25%+付加税+教育税	10%+付加税+教育税		

法人所得税 - その他

- ワークマンの新規雇用に関する税金優遇措置の人員数を100名から50名に緩和
- 新規に導入した機械等に対する20%の割増償却が製造業や電力業で認められている
 - 事業年度における使用期間が180日未満の場合には、割増償却は10%に限定
 - 次の事業年度に残りの10%を適用できるように改正
- 非居住者への支払いについては源泉税の対象か否かに関わらず税務当局への報告義務
 - 報告が漏れた場合には10万ルピーのペナルティ

法人所得税 - Andhra Pradesh州及びTelangana州への 投資インセンティブ

- Andhra Pradesh州及び Telangana州のうち開発の遅れている地域での新規設備投資については設備投資の特別所得控除
 - 2015年4月1日から2020年3月31日までの期間に事業の用に供した新規設備の取得価額の15%相当の特別所得控除
 - この所得控除の適用を受けるための最低投資額に関する基準なし
- 20%に代えて35%の率による割増償却の適用

PwC

個人所得稅

- 基本税率の変更なし(累進課税で最大30%)
- Wealth-taxの廃止
 - 個人所得税の申告書で資産公開を求める予定
- 所得が1千万ルピー超の場合におけるサーチャージの2%引き上げ
 - 実効税率が33.99%から34.608%へ増加
- Black moneyを取り締まる法律により海外資産の隠匿に対して厳罰化の予定

PwC



間接税-概要

中央政府

- 関税 10%*
- 相殺関税/物品税(製造業)-12%
- 追加関税 4%
- サービス税 12.36%

州政府

- 中央販売税 (CST) 2%
- 州付加価値税(VAT) 4% から 5.5% / 12.5% から 15.5%
- 入境税 通常は州付加価値税と同一レート。州ごとに 異なる税率

地方当局

オクトロイー州ごとに異なる税率

• 基本関税のレート。10%の基本関税が課される場合の実効税率は約28%。

関税の計算

税務項目	税率	相殺の可否
CIFの価値	100	
Basic Custom Duty (BCD) (基本 関税) @ 10%	10	コスト —
小計	110	
Countervailing Duty (CVD) (相殺 関税) @ 12%	13.2	製造業の場 合は相殺可
小計	123.20	
Education Cess (教育税)@3%	0.69	コスト
小計	123.89	
Special Additional Duty SAD (特別追加関税) @ 4%	4.96	相殺可
合計	128.85	

関税率

28.85

前年度の主な改正事項

- 関税、物品税、サービス税ともに基本税率の変更なし
- 但し、毎年同様に一定の物品については**2014**年7月11日より税率改正
- **GST**については実施時期の明言なし、但し、**2015**年**3**月末までに方向性を出す方針
- サービス税について2014年10月以降の支払遅延についての利息が 18%から30%に一部変更
- サービス税や物品税についてCENVAT Creditをとるための会計上及び申告書上でのクレジット記載の期限が請求書発効日から6ヶ月以内
- Commissioner及びTribunalへ税務訴訟を上訴する際のDepositが 義務付け
 - ✓ Commissionerの場合には更正税額の7.5%
 - ✓ Tribunalの場合には更正税額の10%
 - ✓ いずれも1億ルピーが上限

当年度の主な改正事項

- 関税は限定的な税率変更あり、物品税、サービス税は税率変更あり
- GSTの導入時期の明言:2016年4月1日からの導入を目標
- GSTの概要(想定):複数の間接税を統合と3種類のGST
- GSTの導入のために必要な国内手続き
 - 1. 憲法改正手続き
 - 2. GST法案の承認手続き
- 各種間接税のペナルティの明確化

サービス税 - 主な改正点

- ・サービス税の基本税率を今後12%から14%にし、2%の教育税及び 1%の二次高等教育税を廃止
- 2%のSwachh Bharat Cessが導入される予定
 - その結果、サービス税の税率は16%?

物品税 - 主な改正点

- 物品税の基本税率を**2015**年**3**月**1**日より**12**%から**12.5**%にし、**2**%の教育税及び**1**%の二次高等教育税を廃止
- 電気自動車やハイブリットカーの部品など一定の製品について免税 や税率変更

関税 - 主な改正点

- 化学製品や農薬の原料に係る基本関税等の引き下げ
- 商用車に係る基本関税の料率を10%から20%に引き上げ(但し、組立生産用部品や電気自動車を除く)

PwC

その他

・支払った物品税やサービス税についてCENVAT Creditをとるための会計上及び申告書上でのクレジット記載の期限が請求書発効日から6ヶ月以内だったものが1年に延長

PwC

Goods and Service Tax - 想定概要

GSTの枠組みに入る税金

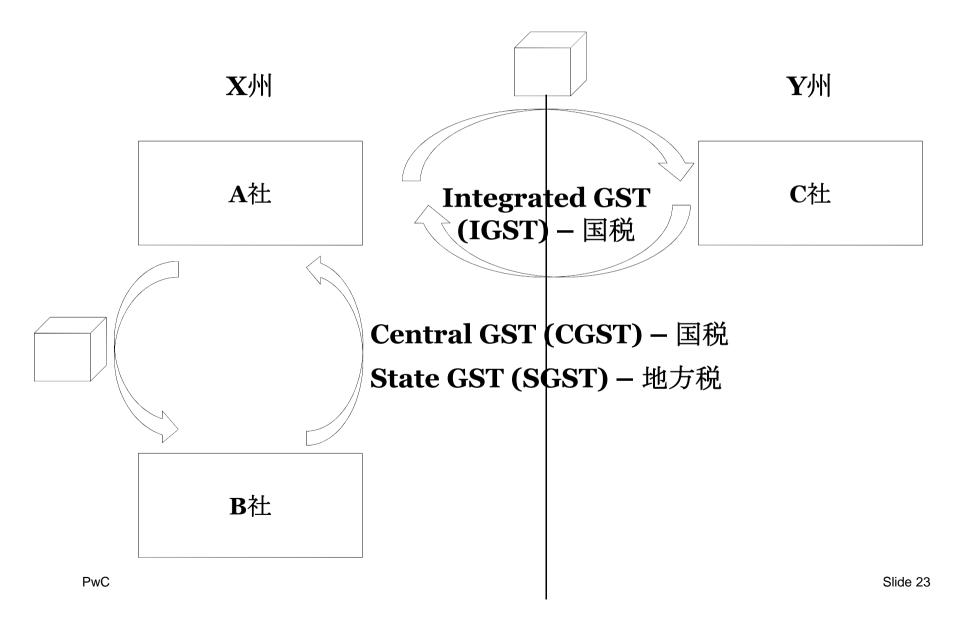
- 国税
 - 相殺関税
 - 特別追加関税
 - 物品税
 - サービス税
 - 中央売上税
 - 物の販売やサービスに係る付加 税

- 州税
 - 州付加価値税
 - オクトロイや贅沢税などの州税

- GSTの枠組みから外れる税金
- 基本関税
- 印紙税

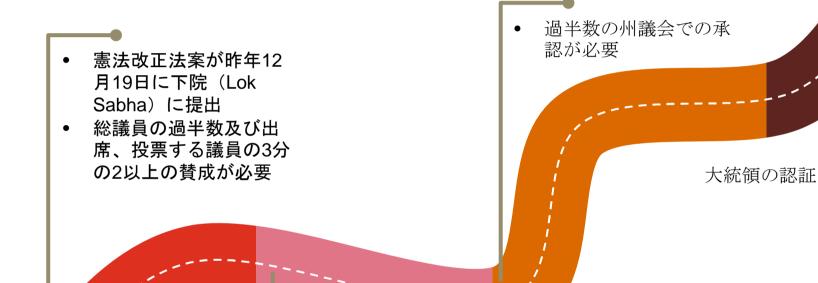
- 電気に係る税金
- 酒税

Goods and Service Tax - 想定概要



Goods and Service Tax - 導入への手続き

憲法改正手続き



- 下院を通過後、上院にて審議
- 下院と同じく総議員の過半数及び出席、投票する議員の3分の2以上の賛成が必要

PwC

Goods and Service Tax - 導入への手続き

GST法案の可決手続き SGSTの各州議会の承認 GSTの導入 GST委員会によ るGST法案の取 り纏め CGST及びIGSTの下院、上院 GST委員会の設 の過半数の議員の承認 国会承認後、大統領の認証



移転価格税制 - 概要

- 関連当事者間のクロスボーダー取引について移転価格税制が適用
- 年間で3,500件以上の移転価格の税務調査 → 50%以上のケースで更 正通知
- 税務訴訟で約700件の結審、いまだ多数の未解決
- 事前確認制度(APA) (ユニラテラル, バイラテラル, マルチラテラル) が2012年9月に制度化
 - 400件以上の申請が過去2年間でファイリング完了
 - 5件のユニラテラルAPAが過去12ヶ月以内で承認 → 世界で最も早い
 - 税務当局は友好的な関係でAPA交渉を期待
- 2013年3月期より特定の国内取引についても移転価格税制の対象
- セーフハーバールールが**2013**年**9**月に制度化 **→ 2013**年**3**月期より適用可能

インドの移転価格の状況

- TP Week はインドを移転価格の難しい国No1に指定
- 追加のTPの更正は 過去7年で180億USドル
- 公表された直近07-08年の更正は90億USドル

【更正件数と金額の推移】

会計年度	移転価格 調査数	更正件数	%	更正金額 INR (単位:10億)	更正金額 USD (単位:10億)
2001-02	1061	239	23	12.2	0.2
2002-03	1501	337	22	22.87	0.5
2003-04	1768	471	27	34.32	0.7
2004-05	1726	670	39	61.4	1.2
2005-06	1830	813	44	109.08	2.2
2006-07	2301	1138	49	232.37	4.6
2007-08	2638	1343	52	445.31	8.9

^{*} インド金融庁 'White paper on black money" より抜粋 PwC

インドの移転価格のコンプライアンス

- 移転価格の会計士証明(3CEB)
- 移転価格の妥当性について、外部の会計士により証明を受ける
- 移転価格の文書化(Documentation)
- 移転価格の妥当性について、OECDガイドラインに基づき文書化する

考慮事項

- 最低限、上記のコンプライアンスを遵守する
- 文書化に必要なエビデンスを準備しておく
- 継続して営業損失が発生している場合は、移転価格に関する更正のリスクが相対的に高くなる傾向に ある為、個別の取引ごとに移転価格の妥当性を疎明する手法も検討すべきと考えられる

PwC

事前確認制度(Advance Pricing Agreements)

事前確認制度(APA)の紹介

初年度146社中5社が承認

1. APA事前相談フェーズ

2. APA申請書類の提出

3. 協議

4. APAの合意

匿名でも可能

無料で実施

所定の申請書類で申請

ユニラテラルかバイラテラルか

手数料の支払い

3月末までに申請

質疑応答

会社訪問

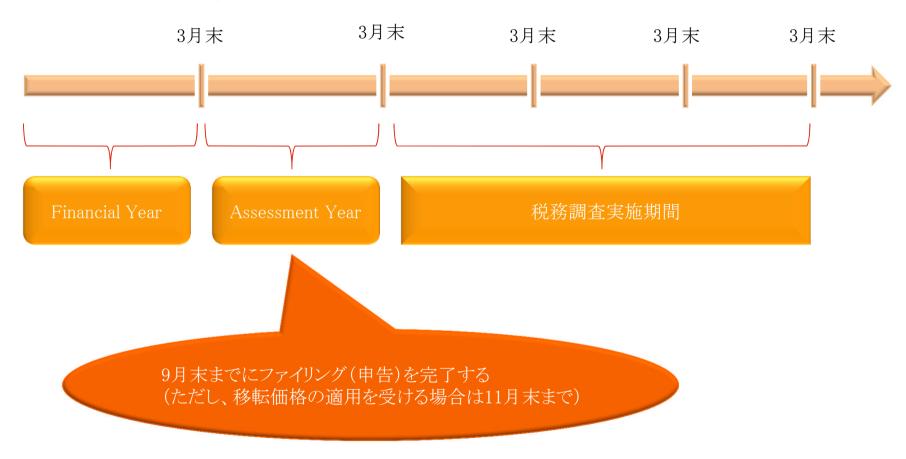
APA草案の共有と意見交換

簡易な年次報告書

前提条件の変更の有無の記載

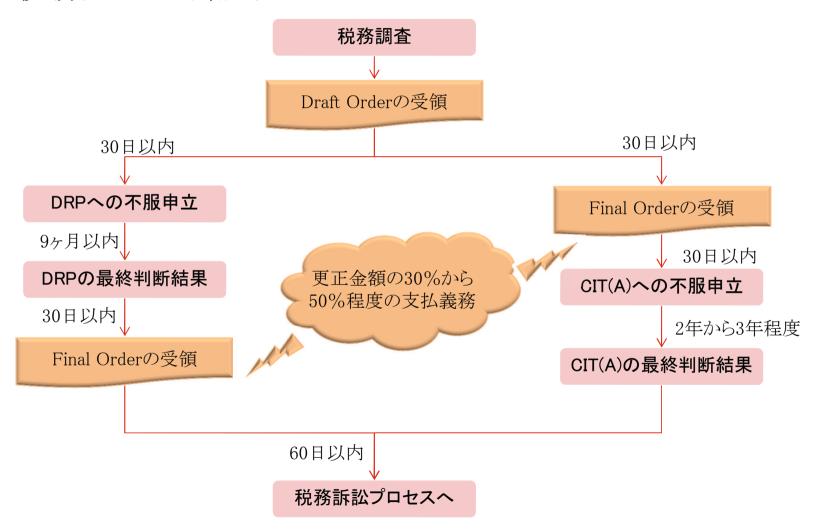
年次報告書提出後の簡易な調査

インドの訴訟プロセス ~税務申告と調査までの流れ~

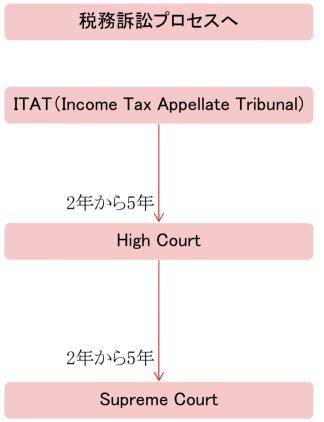


*但し、特定のケースにおいては、税務調査期間は例外的に3年まで延長することができる。

インドの訴訟プロセス ~税務更正と不服申し立て~



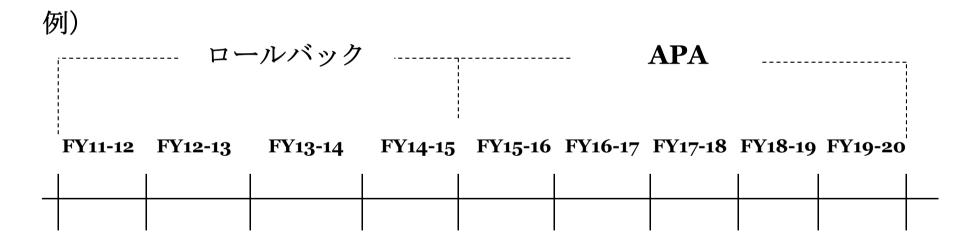
インドの訴訟プロセス ~税務更正と不服申し立て~



プロセス	メリット	デメリット
DRPプロセス	・更正金額の一定割 合の資金について9ヶ 月間のFinal Orderまで 留保できる ・早期に訴訟プロセ スに進むことができ る	・現時点では9ヶ月という限定された期間であることもあり、納税者に有利な判断が行われるケースが少ない
CIT(A)プロセ ス	・時間がかかるが納 税者に有利な判断が 行われるケースも多 い	・Draft Orderを受領し てからFinal Orderに なった後、更正金額の 一定割合の資金を支払 わなければならない

前年度の主な改正事項

- APAのロールバックの導入
 - ✓ **2014**年10月1日以降に合意したAPAより適用
 - ✓ APAの適用年度以前4事業年度に適用(合計9事業年度カバー)
 - ✓ ロールバックの実務上の手続き等は今後政府より通知予定



当年度の主な改正事項

• 国内の移転価格取引の対象が5千万ルピーから2億ルピーへ引き上 げ

	国際移品無投 服 21	国内移転価格取引		
	国際移転価格取引	現行	改正後	
Form 3CEB	1ルピー以上	5千万ルピー超	2億ルピー超	
文書化	1千万ルピー超	同上	同上	

Thank You

This publication does not constitute professional advice. The information in this publication has been obtained or derived from sources believed by PricewaterhouseCoopers Private Limited (PwCPL) to be reliable but PwCPL does not represent that this information is accurate or complete. Any opinions or estimates contained in this publication represent the judgment of PwCPL at this time and are subject to change without notice. Readers of this publication are advised to seek their own professional advice before taking any course of action or decision, for which they are entirely responsible, based on the contents of this publication. PwCPL neither accepts or assumes any responsibility or liability to any reader of this publication in respect of the information contained within it or for any decisions readers may take or decide not to or fail to take.

© 2015 PricewaterhouseCoopers Private Limited. All rights reserved. In this document, "PwC" refers to PricewaterhouseCoopers Private Limited (a limited liability company in India having Corporate Identity Number or CIN: U74140WB1983PTC036093), which is a member firm of PricewaterhouseCoopers International Limited (PwCIL), each member firm of which is a separate legal entity.